

令和3年度第1回富山地方最低賃金審議会

会 議 次 第

令和3年5月17日（月）
富山労働総合庁舎
5階 大会議室

議 事

- 1 会長及び会長代理の選出について
- 2 富山地方最低賃金審議会運営規程について
- 3 令和3年度の審議事項について
- 4 運営小委員会の設置について
- 5 その他

資 料

- No. 1 第55期富山地方最低賃金審議会委員名簿
- No. 2 第55期富山地方最低賃金審議会運営規程（案）
- No. 3 令和2年度富山地方最低賃金審議会の開催状況
- No. 4 令和3年度特定最低賃金改正意向表明一覧表
- No. 5 第55期富山地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程（案）

第55期富山地方最低賃金審議会委員名簿

令和3年4月1日現在

	氏名	現職等
公益代表委員	おまた さやか 小股 清香	作井法律事務所 弁護士
	やなぎはら さちこ 柳原 佐智子	富山大学 経済学部 経営学科 教授
	なが おはるあき 長尾 治明	富山国際大学 名誉教授
	たかくら ふみと 高倉 史人	高岡法科大学 法学部 特任教授
	もろずみ りょうこ 両角 良子	富山大学 経済学部 経済学科 教授
労働者代表委員	なかの ときお 中野 時夫	日本労働組合総連合会富山県連合会 副事務局長
	もりかわ ゆきお 森川 幸夫	電機連合富山地方協議会 事務局長
	いしがき あつひろ 石垣 敦浩	アイシン・メタルテック労働組合 執行委員長
	いわさき よしき 岩崎 佳貴	イオンリテールワーカーズユニオン 中央執行委員 北陸信越グループ副議長
	ながやま ふみこ 長山 文子	全国繊維化学食品流通サービス一般労働組合同盟 富山県支部 次長
使用者代表委員	やさか のぶゆき 矢坂 信幸	一般社団法人富山県経営者協会 専務理事
	えした おさむ 江下 修	富山県中小企業団体中央会 専務理事
	はった まさと 八田 正人	株式会社三和製作所 代表取締役社長
	ふじい あけみ 藤井 明美	株式会社アポケアとやま 代表取締役
	もうり れいこ 毛利 禮子	有限会社三桂電機 取締役

任期：令和3年4月1日から令和5年3月31日まで

(敬称略)

第 55 期富山地方最低賃金審議会運営規程（案）

（規程の目的）

第 1 条 この規程は、富山地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議事に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

（会議の招集）

第 2 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたときのほか、富山労働局長又は 5 人以上の委員若しくは労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各 1 名以上を含む 3 人以上の委員から開催の要請があったとき、会長が招集する。

2 前項の規定により富山労働局長又は委員が会議の開催を要請しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の 1 週間前までに会長に通知しなければならない。

3 会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも 3 日前までに付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、富山労働局長に通知するものとする。

（小委員会等）

第 3 条 会長は審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細部にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会等を設けることができる。

（委員の欠席）

第 4 条 会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項及び第 3 項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由により会議に出席できないときは、その旨を会長に適当な方法で速報するものとする。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ会長に適当な方法で通知するものとする。

（会議における発言）

第 5 条 委員は、会議において発言しようとするときには、会長の許可を受けなければならない。

（会議の公開）

第 6 条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護

に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

- 2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退席を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録)

第7条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。

- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

- 4 前3項の規定は、小委員会等について準用する。

(意見及び建議の提出)

第8条 会長は、審議会において最低賃金法及び最低賃金審議会令に基づいて議決を行ったときは、審議経過を付し、答申書、建議書又は議決書をその都度富山労働局長に送付するものとする。

(小委員会等の運営)

第9条 この規程に定めるもののほか、小委員会等の議事運営に関し必要な事項は、小委員会等の長が当該委員会等に諮って定める。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行うものとする。

附 則

第1条 この規程は、令和3年5月17日から施行する。

令和2年度 富山地方最低賃金審議会 開催状況

	年 月 日	会議名	主な審議事項
1	令和2年5月18日 ～5月25日 (持ち回り開催)	第1回 本 審	・特定最低賃金改正意向表明、確認
2	令和2年6月29日	第2回 本 審	・富山県最低賃金改正諮問 ・審議運営事項、審議日程決定 ・基礎調査実施説明
3	令和2年7月27日	第3回 本 審	・中賃目安伝達 ・労働経済等関係指標、基礎調査結果説明 ・公示による労使意見聴取報告
4	令和2年7月27日	第1回 富山県最低賃金専門部会	・部会長等選出 ・運営規程、審議日程決定 ・労働経済等関係指標、基礎調査結果、生活保護説明 ・労使の基本的主張 ・金額審議
5	令和2年7月29日	第2回 富山県最低賃金専門部会	・金額審議
6	令和2年8月3日	第3回 富山県最低賃金専門部会	・金額審議
7	令和2年8月4日	第4回 富山県最低賃金専門部会	・金額審議、採決
8	令和2年8月5日	第5回 富山県最低賃金専門部会	・専門部会報告取りまとめ
9	令和2年8月5日	第4回 本 審	・専門部会報告 ・金額審議、採決 ・富山県最低賃金改正答申 ・特定最低賃金改正必要性諮問
10	令和2年8月5日	第1回 特別小委員会	・特定最低賃金改正申出要件審査結果 ・特定最低賃金改正必要性有無審議 ・特別小委員会報告取りまとめ
11	令和2年8月21日	第5回 本 審	・富山県最低賃金改正異議申出諮問、審議、答申 ・特別小委員会報告 ・特定最低賃金改正必要性有無審議、答申 ・特定最低賃金改正諮問
12	令和2年9月29日	第1回 百貨店、総合スーパー専門部会	・部会長選出 ・専門部会運営規程、審議日程決定 ・労働経済等関係指標、基礎調査結果説明 ・労使の基本的主張 ・金額審議
13	令和2年9月30日	第1回 電気機械器具専門部会	・部会長選出 ・専門部会運営規程、審議日程決定 ・労働経済等関係指標、基礎調査結果説明 ・労使の基本的主張 ・金額審議
14	令和2年10月8日	第1回 一般機械・自動車部品専門部会	・部会長選出 ・専門部会運営規程、審議日程決定 ・労働経済等関係指標、基礎調査結果説明 ・労使の基本的主張 ・金額審議
15	令和2年10月8日	第2回 百貨店、総合スーパー専門部会	・金額審議、採決 ・専門部会報告取りまとめ ・改正答申
16	令和2年10月14日	第2回 電気機械器具専門部会	・金額審議
17	令和2年10月16日	第2回 一般機械・自動車部品専門部会	・金額審議
18	令和2年10月19日	第3回 電気機械器具専門部会	・金額審議、採決 ・専門部会報告取りまとめ ・改正答申
19	令和2年10月21日	第3回 一般機械・自動車部品専門部会	・金額審議、採決 ・専門部会報告取りまとめ ・改正答申
20	令和2年10月29日	第6回 本 審	・特定最低賃金専門部会報告 ・特定最低賃金専門部会廃止
21	令和3年3月18日	第7回 本 審	・特定最低賃金改正意向表明、確認

令和3年度特定最低賃金改正意向表明一覧

意向表明日	特定最低賃金の件名	意向表明者	申出時期
令和3年 2月22日	富山県玉軸受・ころ軸受、他に分類されないはん用機械・装置、トラクタ、金属工作機械、機械工具、ロボット、自動車・同附属品製造業最低賃金	自動車総連富山地方協議会 議長 石垣 敦浩	令和3年 (2021年) 7月末
令和3年 2月15日	富山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	電機連合富山地方協議会 議長 大森 仁	令和3年 (2021年) 7月末
令和3年 2月16日	富山県百貨店, 総合スーパー最低賃金	UA ゼンセン富山県支部 支部長 奈良 靖	令和3年 (2021年) 7月末

第 55 期富山地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程（案）

（設置及び目的）

- 第 1 条 富山地方最低賃金審議会運営規程第 3 条に基づき、富山地方最低賃金審議会運営小委員会（以下「運営小委員会」という。）を設置する。
- 2 運営小委員会は、会議の円滑かつ効率的な審議及び運営を図るため富山地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の審議及び運営に関する基本的な事項について審議することを目的とする。

（構成）

- 第 2 条 運営小委員会は、労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各 3 名で構成する。
- 2 運営小委員会の委員は、各側代表委員の推薦を受けて審議会の会長が指名する。

（委員長等）

- 第 3 条 運営小委員会に委員長及び委員長代理を置く。
- 2 委員長及び委員長代理は、公益代表委員のうちから委員が選挙する。
- 3 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

（会議）

- 第 4 条 運営小委員会の会議は、委員長が招集する。

（審議事項の報告）

- 第 5 条 運営小委員会において審議した結果については、審議会に報告するものとする。

（規程の改廃）

- 第 6 条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行うものとする。

附 則

- 第 1 条 この規程は、令和 3 年 5 月 17 日から施行する。